

# 浦添市地域包括支援センター業務委託の公募について

地域包括ケアシステム構築に向けて、その中核機関である地域包括支援センターを下記のとおり募集します。

## 記

### 1 公募説明会について

日時 令和2年11月19日(木) 午前10時から 場所 浦添市役所 議会棟1階 102・103会議室

※ 参加希望の事業者は、参加申込書(様式6)を令和2年11月16日(月) 午後5時までに FAX または電子メールにて提出してください。

※ 説明会への参加は各法人3名までとします。

※ 当日は仕様書・要項・様式等一式を印刷してご持参ください。

### 2 質問の受付

内容・条件等に関する質問がある場合は、質問書(様式7)に記載し、FAXまたは電子メールにて提出してください。

質問受付期間 令和2年11月19日(木)から令和2年11月24日(火) 午後5時まで

### 3 意向確認書について

応募の意向のある事業者は、メールまたは FAX にて意向確認書(様式8)を提出してください。

なお、意向確認書を提出していない場合、提案書の提出はできませんので、ご注意ください。

受付期間 令和2年11月26日(木)から令和2年12月3日(木) 午後5時まで

### 4 提案書提出期間

令和2年11月26日(木)から令和2年12月25日(金) 午後12時まで(※最終日以外は午前9時から午後4時まで)

### 5 応募要件

包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる次の要件を全て満たす事業者とする。

① 沖縄県内で医療法人または社会福祉法人等の法人格を有しているもの。

※現在、浦添市地域包括支援センターを受託している法人を含む。

② 平成31年4月1日以前より、沖縄県内において主たる事務所または事業所を有し、継続して運営していること。

③ 令和3年4月1日までに、それぞれの日常生活圏域内に、センター及び指定介護予防支援事業所を設置できること。

④ 法第115条の22第2項に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業者としての基準)

⑤ 地方自治法施行令第167条の4の第1項各号および第2項各号の規定に該当しないものであること。

⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納が無いこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法律」という。)に規定する、暴力団(法律第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当しないこと。

⑧ 意向確認書を提出していること。

〇〇〇詳しくは浦添市ホームページをご確認ください。〇〇〇